

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月12日	Ⅲ-3 リスク2 アクセス権限の発行・失効の管理 具体的な管理方法	記載中にある「システム部門」	「情報システム部門」	事後	文言整理であり、重要な変更にあたらぬ。
平成28年4月12日	Ⅲ-3 リスク2 その他の措置の内容	記載中にある「システム部門」	「情報システム部門」	事後	文言整理であり、重要な変更にあたらぬ。
平成28年4月12日	Ⅲ-3 リスク4 リスクに対する措置の内容	記載中にある「システム部門」	「情報システム部門」	事後	文言整理であり、重要な変更にあたらぬ。
平成28年4月12日	Ⅳ-1 ② 具体的な内容	記載中にある「情報化推進部」	「情報システム部門」	事後	文言整理であり、重要な変更にあたらぬ。
平成29年4月12日	(1ページ) 表紙 公表日	平成28年4月12日	平成29年4月12日	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	I-2 システム1 ②	(項番5の追記)	5 北海道国民健康保険団体連合会(以下、「国保連合会」という。)とのデータ連携機能 ① 国保情報集約システムに提供するデータの作成 ② 国保情報集約システムから提供されるデータの取込 ※データ連携は、データ連携用PC(データ連携のみを行う専用端末)を介して行う。	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	I-2 システム1 ③	国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム	国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム、国保情報集約システム	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	I-2 システム11 ①	(システム11の追記)	国保情報集約システム(以下、「情報集約システム」という。)	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	I-2 システム11 ②	(システム11の追記)	国民健康保険被保険者の資格や高額療養費の該当回数を都道府県単位で管理するシステムであり、国保連合会に設置されるサーバーと市区町村に設置されるクライアント端末(以下、「国保総合PC」という。)で構成され、札幌市では国保総合PCの以下の機能を活用する。(国保総合PCは個人番号を利用せず、データも保持しない) 1 資格継続業務にかかる機能 配信された帳票(資格継続情報)を出力する。 2 世帯継続判定業務にかかる機能 (1)配信された帳票(世帯継続性判定)を出力する。 (2)世帯継続性の判定における確定処理を行う。 3 高額該当回数の引き継ぎ業務 配信された帳票(高額該当回数情報)を出力する。	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	I-2 システム11 ③	(システム11の追記)	[O]その他 (国保システム(データ連携用PCを介した連携))	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	I-5	平成27年10月6日条例第42号。以下、「条例」という。	平成27年10月6日条例第42号。以下、「利用条例」という。	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	I-6 ②	第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、106の項)	第3欄(情報提供者)が「医療保険者」、「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)において関係する給付等の情報が記載された項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項)	事前	「重要な変更」
平成29年4月12日	(別添1)事務の内容 図	(図に追記)	○情報元にある国保連合会に「情報集約システム」を追記。 ○情報元に新たに「コンビニ収納代行業者」を追記。 ○札幌市の枠の中に「データ連携用PC」と「国保総合PC」を追記 ○「①データ連携」、「⑫帳票の配信」、「⑬世帯の継続性判定」、「⑭速報確定情報」の追記および矢印の追記	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	(別添1)事務の内容 (備考)	(⑪～⑭まで追記)	⑪資格継続情報・高額該当回数情報のデータ連携。 ⑫情報集約システムで処理された資格継続情報や高額該当回数情報にかかる処理帳票の配信。 ⑬情報集約システムから示された世帯の継続性の判定について、確定処理を行う。 ⑭コンビニエンスストアで納付した情報を受け取る。	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅱ-3 ① 地方公共団体・地方独立行政法人	「各市町村、北海道国民健康保険団体連合会」	「各市町村」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ-3 ① その他	(追記)	国保連合会	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月12日	II-3 ③	(⑩の追記)	⑩ 国保連合会とのデータ連携情報・日次(資格継続情報等)、月次(高額該当回数情報等) ※平成30年4月以降	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	II-3 ④	(3行目から追記)	平成30年4月以降は、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、その管理を国保連合会に委託することから、国保連合会からの情報の入手は妥当である。	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	II-3 ⑤	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	II-4 委託の有無	「7件」	「8件」	事前	重要な変更
平成29年4月12日	II-4 委託事項6 ⑤	国民健康保険法第45条第5項において、療養の給付に関する費用の審査・支払事務を国民健康保険団体連合会に委託することができる旨を確認できる。	業務担当課への問い合わせ(国民健康保険法第45条第5項に基づく委託)	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	II-4 委託事項8	(委託事項8の追記)	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	II-4 委託事項8 ①	(委託事項8の追記)	国民健康保険の資格管理(都道府県単位)および高額療養費の該当回数の管理業務	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	II-4 委託事項8 ② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(委託事項8の追記)	特定個人情報ファイルの一部	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	II-4 委託事項8 ② 対象となる本人の数	(委託事項8の追記)	10万人以上100万人未満	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	II-4 委託事項8 ② 対象となる本人の範囲	(委託事項8の追記)	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	II-4 委託事項8 ② その妥当性	(委託事項8の追記)	国民健康保険法第113条の3に基づく共同委託契約である。	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	II-4 委託事項8 ③	(委託事項8の追記)	10万以上50人未満	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	II-4 委託事項8 ④	(委託事項8の追記)	[○]専用線	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	II-4 委託事項8 ⑤	(委託事項8の追記)	業務担当課への問い合わせ(国民健康保険法第113条の3に基づく共同委託)	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	II-4 委託事項8 ⑥	(委託事項8の追記)	北海道国民健康保険団体連合会	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	II-4 委託事項8 ⑦	(委託事項8の追記)	再委託する	事前	重要な変更
平成29年4月12日	II-4 委託事項8 ⑧	(委託事項8の追記)	契約書に基づき、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する。	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	II-4 委託事項8 ⑨	(委託事項8の追記)	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する情報集約システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	II-5 提供・移転の有無	提供を行っている(21)件	提供を行っている(27)件	事前	「重要な変更」に併せて変更(提供先の追加)
平成29年4月12日	II-5 提供先6～提供先27	(提供先6～提供先21)	(提供先6～提供先27) ※提供先を6つ増やし、「①法令上の根拠」に記載のある「別表第二」の項番に従い並び変えた。 なお、新規に追加(追記)した提供先は次の通り。 ○提供先6 別表第二(第9項) ○提供先7 別表第二(第12項) ○提供先8 別表第二(第15項) ○提供先24 別表第二(第97項) ○提供先26 別表第二(第109項) ○提供先27 別表第二(第120項)	事前	「重要な変更」に併せて変更(提供先の追加)
平成29年4月12日	II-5 移転先1 ①	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	II-5 移転先2 ①	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	II-5 移転先3 ①	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	II-5 移転先4 ①	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	II-5 移転先5 ①	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月12日	Ⅱ-5 移転先6 ①	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ-5 移転先7 ①	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ-5 移転先8 ①	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ-5 移転先9 ①	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ-5 移転先10 ①	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ-5 移転先11 ①	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ-5 移転先12 ①	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ-5 移転先13 ①	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ-6 ①	(＜札幌市における措置＞の記載に項番3を追記)	3 データ連携用PCは、業務主管部門の執務室内の施錠可能なラックで保管する。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	(別添2)＜国保＞	(項番3152から3203の追記)	((別添2)＜国保＞の項番3152から3203のとおり)	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	(別添2)＜収納＞	(項番1970から1980の追記)	((別添2)＜収納＞の項番1970から1980のとおり)	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅲ-2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(項番3の追記)	3 国保連合会からデータ連携で入手する情報は情報集約システムの情報に限定されており、配信される情報(データ)は国保連合会において対象者との関連性や妥当性および整合性のチェックを行い対象者以外の情報の入手を防止する。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ-2 リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(項番2の追記)	2 国保連合会からデータ連携で入手する情報は情報集約システムの情報に限定されており、配信される情報は国保連合会においてあらかじめ指定された情報(データ定義されている情報)であり、必要な情報以外は入手できない仕組みとなっている。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ-2 リスク2 リスクに対する措置の内容	(＜国保連合会とのデータ連携における措置＞以下の記載を追記)	＜国保連合会とのデータ連携における措置＞ 国保連合会からデータ連携で入手する情報は情報集約システムの情報に限定されており、情報のやり取りには専用線を用いるとともに、指定された情報しか入手できないよう制御されている。また、データ連携に使用するデータ連携用PCは、自動で処理される仕組みとなっており、端末は、施錠可能なラックで保管し、アクセスも制限された利用者のみとしている。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ-2 リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	(6行目から追記)	国保連合会からデータ連携で入手する情報は、本市において事前に本人確認を行った情報が情報集約システムから送信されるものであり、本人確認実施済の情報と言える。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ-2 リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容	(2行目の「なお、」以下を追記)	なお、国保連合会からデータ連携で入手する情報に個人番号は記録されていない。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ-2 リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	(項番3の追記)	3 国保連合会からのデータ連携で入手する情報は、被保険者の異動前の市町村および異動後の市町村で確認を行うことにより正確性を確保している。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ-2 リスク4 リスクに対する措置の内容	(＜国保連合会とのデータ連携における措置＞以下の記載を追記)	＜国保連合会とのデータ連携における措置＞ データ連携用PCと情報集約システムの接続、及びデータ連携用PCと国保システムの接続は専用線を用いているため外部に漏れることはない。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ-3 リスク1 その他の措置の内容	(追記)	＜国保連合会とのデータ連携＞ 情報集約システムからデータ連携用PCを通して受信する情報は、データ定義されており不要な情報を入手することはなく、かつ、国保システムで確認の上、情報を取り込む仕様となっている。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ-3 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	(＜国保連合会とのデータ連携＞以下の記載を追記)	＜国保連合会とのデータ連携＞ 1 データ連携用PCは、施錠可能なラックで保管し、アクセスできる職員を限定する。 2 国保総合PCは、利用できる職員を限定し、ユーザーIDとパスワードによる認証を実施する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月12日	Ⅲ-3 リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	(＜国保連合会とのデータ連携＞以下の記載を追記)	＜国保連合会とのデータ連携＞ 1 データ連携用PCのアクセス権限は、実施手順に基づき、業務主管部門が管理を行う。 2 国保総合PCのアクセス権限は、国保連合会の指示に基づき、業務主管部門が管理を行う。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ-3 リスク2 その他の措置の内容	(＜国保連合会とのデータ連携＞以下の記載を追記)	＜国保連合会とのデータ連携＞ 1 データ連携用PCは、施錠可能なラックで保管する。 2 国保総合PCは、使用中以外は必ずログオフを行うよう周知徹底している。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ-3 リスク3 リスクに対する措置の内容	1 外部媒体へのデータのコピーを禁じている。 2 システム操作記録を取得しているため、事務外で使用した場合は直ちに特定可能であることを周知している。 3 臨時職員等は、業務上知り得た情報の業務外利用禁止に関する条項を含む承諾書に署名する。	1 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用することに対する注意喚起を行っている。 3 臨時職員等は、業務上知り得た情報の業務外利用禁止に関する条項を含む承諾書に署名する。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更及び文言整理であり、重要な変更には当たらない。
平成29年4月12日	Ⅲ-3 リスク4 リスクに対する措置の内容	(＜国保連合会とのデータ連携＞以下の記載を追記)	＜国保連合会とのデータ連携＞ 1 データ連携用PCは、施錠可能なラックに保管されているため、不正できない仕組みである。 2 国保総合PCは、個人番号を利用しない仕組みであり、複製されるリスクはない。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な管理方法	(5行目から追記)	情報集約システムについては、アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託業者に遵守させる。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取り扱いの記録 具体的な管理方法	(3行目を追記)	情報集約システムについては、アクセスログを記録し、定期的な点検を徹底させる。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ-4 特定個人情報の提供のルール 委託先から他社への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	(3行目から追記)	情報集約システムについては、情報の目的外利用、第三者へ提供、情報の複写、複製ができない旨、委託契約書に明記し、必要に応じて調査や報告を求める。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ-4 特定個人情報の提供のルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	(3行目から追記)	情報集約システムとの情報連携については、専用線を利用し、本市が設置するデータ連携用PCにて自動でやり取りすることとし、情報の目的外利用、第三者へ提供、情報の複写、複製ができない旨、委託契約書に明記し、必要に応じて調査や報告を求める。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(追記)	＜国保連合会における措置＞ ・情報集約システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、情報集約システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・情報集約システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・情報集約システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・情報集約システムを国保連合会に設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。 ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・情報集約システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月12日	(上記つづき)	(上記つづき)	・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に個人情報保護管理者の承認を得る。 ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報集約システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。 ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。	事前	(上記つづき)
平成29年4月12日	Ⅲ-5 リスク1 その他の措置の内容	(項番3の追記)	3 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない。
平成29年4月12日	Ⅲ-7 リスク1 ⑤ 具体的な対策の内容	(＜札幌市における措置＞の記載に項番4を追記)	4 データ連携用PCは施錠可能なラックに設置している。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ-7 リスク2 リスクに対する措置の内容	(3行目を追記)	データ連携用PCにある情報は、処理後、速やかに削除する。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅵ-1 ①	平成27年12月24日	平成28年10月31日	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅵ-2 ②	平成27年6月15日～7月14日	平成28年12月21日～平成29年1月19日	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅵ-2 ④	・マイナンバーを導入することによってどのようなメリットがあるかわからない。 ・リスクへの対策をとっていても、悪意のある人間による情報漏えいは起こるのではないか。 ・情報漏えいしたときに市はどのような対応を取るのか。	(※前回評価の記載から再評価における意見に変更) ・委託先である国保連合会において、マイナンバーをどのように利用し、どのように管理を行うのか。また、情報漏えいがあった場合の責任はどうなるのか。 ・セキュリティ対策を強化しても情報漏えいのリスクがあることから、マイナンバーによる管理や情報提供には危惧がある。 ・前回の評価から今回の再評価までの間に情報漏えいやハッキングなどはあったのか。システム導入の効果はどうか。	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅵ-2 ⑤	住民意見による評価書の修正はない。	評価書本体への反映ではないが、住民からの意見を受けて「(別添3)変更箇所」にある項目のところに該当ページを追記した。	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅵ-3 ①	平成27年9月14日	平成29年3月24日	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅵ-3 ③	特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについては、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合しており、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であるとの答申を得た。	特定個人情報保護評価書の再評価に関する特定個人情報ファイルの取扱いについては、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合しており、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であるとの答申を得た。	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成31年3月7日	I-2 システム12 ①	(システム12の追記)	特定健診・特定保健指導システム	事後	国保システムからの移転
平成31年3月7日	I-2 システム12 ②	(システム12の追記)	1 特定健診・特定保健指導にかかる機能 ① 特定健診対象者情報の登録、受診券の発行 ② 健診結果情報の登録 ③ 保健指導対象者情報の登録、利用券の発行	事後	国保システムからの移転
平成31年3月7日	I-2 システム12 ③	(システム12の追記)	[○]住民基本台帳ネットワークシステム [○]その他(国保システム(データ連携用PCを介した連携))	事後	国保システムからの移転
平成31年3月7日	I-6 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠)第3欄(情報提供者)が「医療保険者」、「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)において関係する給付等の情報が記載された項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠)第3欄(情報提供者)が「医療保険者」、「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)において関係する給付等の情報が記載された項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、119の項)	事後	番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にあたらぬ。
平成31年3月7日	I-7 ②所属長の役職名	保険企画課長 木村 良彦	保険企画課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載のため、重要な変更にあたらぬ。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月7日	II-5 提供先27 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第120項)	番号法第19条第7号 別表第二(第119項)	事後	番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にあたらぬ。
令和2年11月27日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	札幌市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	札幌市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	I-1 ②事務の内容	札幌市では、国民健康保険法及びこれに基づく条例により、国民健康保険の資格管理、給付、保険料の賦課徴収等の事務を行っている。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下、「番号法」という。)別表第一の30項により個人番号を利用することができるのは、国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。 ついで、特定個人情報ファイルを主務省令で定める以下の事務で取り扱うこととする。 1 資格に関し以下の事務を行う。 ① 国民健康保険資格に関する届出(取得、喪失、住所変更、氏名変更、世帯変更、修学、病院・施設入所等)の受理、審査及び処理を行う業務 ② 国民健康保険資格の管理を行う業務 ③ 被保険者に対する被保険者証及び高齢受給者証の交付、返還受理、更新を行う(再発行も含む)業務 ④ 被保険者からの基準収入額適用申請の受理、審査及び処理を行う業務	札幌市では、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及びこれに基づく条例により、国民健康保険の資格管理、給付、保険料の賦課徴収等の事務を行っている。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の30項により個人番号を利用することができるのは、「国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっている。 ついで、特定個人情報ファイルを主務省令で定める以下の事務で取り扱うこととする。 1 資格に関する事務 ① 国民健康保険資格に関する届出(取得、喪失、住所変更、氏名変更、世帯変更、修学、病院・施設入所等)の受理、審査及び処理 ② 国民健康保険資格の管理 ③ 被保険者に対する被保険者証及び高齢受給者証の交付、返還受理又は更新(再発行も含む) ④ 被保険者からの基準収入額適用申請の受理、審査及び処理	事前	重要な変更
令和2年11月27日	(上記つづき)	2 保険給付に関し以下の事務を行う。 ① 医療機関等からのレセプトの審査および支払いに関する業務 ② 各種給付(療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等)の支給、管理に関する業務 ③ 被保険者の所得区分、自己負担限度額の判定に関する業務 ④ 各種認定証(限度額適用認定証等)、特定疾病療養受療証の交付、管理に関する業務 ⑤ 保険給付費の返還、管理に関する業務 ⑥ 医療費適正化に関する業務 3 保健事業に関し以下の事務を行う。 ① 特定健診、特定保健指導等に関する業務 4 保険料の賦課に関し以下の事務を行う。 ① 被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の所得情報を把握し、管理する業務 ② 被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の所得情報を元に保険料を計算し、納付すべき保険料や納期限を納付義務者に通知する業務 ③ 他市町村への賦課状況・課税状況等の照会を行う業務 ④ 国民健康保険料の減免申請の受理、審査及び減免処理を行う業務 ⑤ 非自発的失業者に係る保険料軽減の届出の受理、審査及び処理を行う業務	2 保険給付に関する事務 ① 医療機関等からのレセプトの審査及び支払い ② 各種保険給付(療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等)の支給又は管理 ③ 被保険者の所得区分及び自己負担限度額の判定 ④ 各種認定証(限度額適用認定証等)及び特定疾病療養受療証の交付又は管理 ⑤ 保険給付費の返還又は管理に関する業務 ⑥ 医療費適正化に関する業務 3 保健事業に関する事務 特定健診、特定保健指導等に関する業務 4 国民健康保険料(以下「保険料」という。)の賦課に関する事務 ① 被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の所得情報を把握し、管理する業務 ② 被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の所得情報を元に保険料を計算し、納付すべき保険料や納期限を納付義務者に通知する業務 ③ 他市町村への賦課状況・課税状況等の照会を行う業務 ④ 保険料の減免申請の受理、審査及び減免処理 ⑤ 非自発的失業者に係る保険料軽減の届出の受理、審査及び処理	事前	(上記つづき)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	(上記つづき)	<p>5 保険料の収納・滞納整理に関し以下の事務を行う。</p> <p>① 納付義務者からの納付の管理、納付義務者への還付・充当を行う業務</p> <p>② 納期限内に納付がない納付義務者に督促状を送付し、自主的に納付されない場合は財産の差押えなどの滞納整理を行う業務</p> <p>《左欄にある※について(以下、評価書中同じ。》》</p> <p>特定個人情報保護評価指針の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。</p> <p>※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、誤字脱字の修正等の軽微な変更もしくは個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。</p>	<p>5 保険料の収納・滞納整理に関する事務</p> <p>① 納付義務者の納付状況の管理、納付義務者への還付・充当を行う業務</p> <p>② 納期限内に納付がない納付義務者に督促状を送付し、自主的に納付されない場合は財産の差押えなどの滞納整理を行う業務</p> <p>6 オンライン資格確認に関する事務</p> <p>オンライン資格確認とは、マイナンバーカードを被保険者証等として利用できるようにすることで、被保険者が医療機関等を受診した際に、医療機関等が被保険者の最新の正しい資格情報をオンライン資格確認等システムで効率的に確認できるようにする仕組みである。以下の処理を行う。</p> <p>①本市の保有する被保険者の資格情報を国保情報集約システムを経由して医療保険者等向け中間サーバーへ提供する処理</p> <p>②提供した被保険者の資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けする処理</p> <p>《左欄にある※について(以下、評価書中同じ。》》</p> <p>特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日号外特定個人情報保護委員会告示第4号)の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。</p> <p>※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、誤字脱字の修正等の軽微な変更もしくは個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。</p>	事前	(上記つづき)
令和2年11月27日	I-2 システム1 ②システムの機能	<p>国民健康保険法及びこれに基づく条例により、被保険者情報の管理を行うシステムであり、次の機能を有する。</p> <p>1 資格にかかる機能</p> <p>① 資格の取得、喪失、変更等の情報の登録・管理</p> <p>② 被保険者証の作成及び被保険者証交付履歴の管理</p> <p>③ 70歳以上75歳未満の被保険者に対する負担割合の決定及び高齢受給者証の作成</p> <p>2 賦課にかかる機能</p> <p>① 保険料の決定及び保険料決定通知書の作成</p> <p>② 保険料の減免申請情報の登録及び変更決定</p> <p>③ 保険料の特別徴収に関する管理</p> <p>3 給付にかかる機能</p> <p>① 被保険者からの療養費等の申請情報の登録及び支給決定</p> <p>② 各種認定証(限度額適用認定証等)、特定疾病療養受療証の発行</p> <p>4 北海道国民健康保険団体連合会(以下、「国保連合会」という。)とのデータ連携機能</p> <p>① 国保情報集約システムに提供するデータの作成</p> <p>② 国保情報集約システムから提供されるデータの取込</p> <p>※データ連携は、データ連携用PC(データ連携のみを行う専用端末)を介して行う。</p>	<p>国民健康保険法及びこれに基づく条例により、被保険者情報の管理を行うシステムであり、次の機能を有する。</p> <p>1 資格に係る機能</p> <p>① 資格の取得、喪失、変更等の情報の登録・管理</p> <p>② 被保険者証の作成及び被保険者証交付履歴の管理</p> <p>③ 70歳以上75歳未満の被保険者に対する負担割合の決定及び高齢受給者証の作成</p> <p>2 賦課に係る機能</p> <p>① 保険料の決定及び保険料決定通知書の作成</p> <p>② 保険料の減免申請情報の登録及び変更決定</p> <p>③ 保険料の特別徴収に関する管理</p> <p>3 給付に係る機能</p> <p>① 被保険者からの療養費等の申請情報の登録及び支給決定</p> <p>② 各種認定証(限度額適用認定証等)、特定疾病療養受療証の発行</p> <p>4 北海道国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)とのデータ連携機能</p> <p>① 国保情報集約システムに提供するデータの作成</p> <p>② 国保情報集約システムから提供されるデータの取込</p> <p>※データ連携は、データ連携用PC(データ連携のみを行う専用端末)を介して行う。</p>	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	I-2 システム2 ②システムの機能	<p>国民健康保険法、介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により賦課された保険料の収納管理及び滞納整理を行うシステムであり、次の機能を有する。</p> <p><収納管理></p> <p>1 国保・介護・後期高齢システムからの賦課情報連携</p> <p>2 社会保障宛名から国保・介護・後期高齢システムの送付先情報を連携</p> <p>3 金融機関・財務連携代行システムからの収納情報連携</p> <p><滞納整理></p> <p>1 滞納者情報の管理</p> <p>2 各滞納処分書類の作成</p> <p>3 納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成</p> <p>4 統計・決算情報の作成</p> <p>5 延滞金の計算</p>	<p>国民健康保険法、介護保険法(平成9年法律第123号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及びこれらの法律に基づく条例により賦課された保険料の収納管理及び滞納整理を行うシステムであり、次の機能を有する。</p> <p><収納管理></p> <p>1 国保・介護・後期高齢システムからの賦課情報連携</p> <p>2 システム基盤(社会保障宛名)から国保・介護・後期高齢システムの送付先情報を連携</p> <p>3 金融機関・財務連携代行システムからの収納情報連携</p> <p><滞納整理></p> <p>1 滞納者情報の管理</p> <p>2 各滞納処分書類の作成</p> <p>3 納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成</p> <p>4 統計・決算情報の作成</p> <p>5 延滞金の計算</p>	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	I-2 システム3 ②システムの機能	<p>金融機関・財務連携代行システムは、金融機関等との間で、口座振替依頼や口座振替結果、日々の収入情報を送受信するシステムであり、国保システムにおいては、以下の機能を活用する。</p> <p>1 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへの連携 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから、口座振替依頼の情報を金融機関・財務連携代行システムへ連携する。</p> <p>2 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムへの連携 金融機関・財務連携代行システムから、口座振替結果および日々の保険料の収納情報を国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムへ連携する。</p>	<p>札幌市のシステムであり、金融機関等との間で、口座振替依頼や口座振替結果、日々の収納情報を送受信するシステムで、国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムとの連携においては、以下の機能を活用する。</p> <p>1 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへの連携 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへ、口座振替依頼の情報を提供する。</p> <p>2 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムへの連携 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムへ、口座振替結果及び日々の介護保険料の収納情報を提供する。</p>	事後	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)
令和2年11月27日	I-2 システム4 ②システムの機能	<p>システム基盤(個人基本)より住民基本台帳の情報を受領し社会保障業務(国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務)で活用するとともに、個人(および法人)を管理し、宛名情報、対応記録、口座情報及び税宛名から連携される課税情報などを集約管理する機能群である。</p> <p>1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。</p> <p>2 税宛名からの課税情報連携 税宛名から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。</p> <p>3 社会保障宛名管理 社会保障業務共通で利用する個人および法人の情報を記録し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。</p> <p>4 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保障業務として把握した対象者について、社会保障業務として管理している番号を連携する。</p>	<p>札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し社会保障業務(国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務)で活用する。また、個人(及び法人)の宛名情報、対応記録、口座情報及び税宛名から連携される課税情報などを集約管理する。</p> <p>1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。</p> <p>2 システム基盤(税宛名)からの課税情報連携 システム基盤(税宛名)から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。</p> <p>3 社会保障宛名管理 社会保障業務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。</p> <p>4 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保障業務で把握した対象者について、社会保障業務で管理している番号を連携する。</p>	事後	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)
令和2年11月27日	I-2 システム5 ②システムの機能	<p>システム基盤(個人基本)より住民基本台帳の情報を受領し税業務で活用するとともに、個人および法人を管理し、納付書情報や対応記録、口座情報などを集約管理する機能群である。</p> <p>1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。</p> <p>2 税宛名管理 税業務共通で利用する個人および法人の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。</p> <p>3 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務として把握した対象者について、税業務として管理している番号を連携する。</p> <p>4 社会保障宛名への課税情報連携 課税額、所得額、収入額などの課税情報を社会保障宛名へ情報連携する。</p>	<p>札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し税業務で活用する。また、個人(及び法人)の納付書情報や対応記録、口座情報などを集約管理する。</p> <p>1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。</p> <p>2 税宛名管理 税業務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。</p> <p>3 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務で把握した対象者について、税業務で管理している番号を連携する。</p> <p>4 システム基盤(社会保障宛名)への課税情報連携 課税額、所得額、収入額などの課税情報をシステム基盤(社会保障宛名)へ情報連携する。</p>	事後	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	I-2 システム6 ②システムの機能	<p>既存住基システムより住民基本台帳の情報を受領し、情報を再編成のうえ、庁内の住民基本台帳の情報を必要とするシステムへ、情報移転するためのシステム機能を有する。住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けているシステムにのみ住民基本台帳の情報を連携する。</p> <p>1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムで発生した異動データを受領し、情報連携が認められた情報移転先のシステムに、必要と認められた項目について送信する。</p> <p>2 住記異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信された異動データについて、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該異動データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で連携する。</p> <p>3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 番号法別表第二に基づき、世帯情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p>	<p>札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、情報システム部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。</p> <p>1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。</p> <p>2 住民記録の異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。</p> <p>3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p>	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	I-2 システム7 ②システムの機能	<p>団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。</p> <p>1 団体内統合宛名番号の登録・管理 個人番号を把握したことを契機として、団体内統合宛名番号の付番と、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。</p> <p>2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号取得が完了しているかの状況管理を行う。</p> <p>3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p> <p>6 セキュリティの管理 庁内各業務システム専用エリア利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。</p>	<p>札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。</p> <p>1 団体内統合宛名番号の登録・管理 団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 ※(団体内統合)宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各自自治体内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの自治体の各業務システム(社会保障システム、地方税システム等)において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。</p> <p>2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。 ※符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号</p> <p>3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p> <p>6 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。</p>	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	I-2 システム8 ②システムの機能	<p>中間サーバー・プラットフォームと庁内各業務システムとの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などの要件が、庁内の各業務システムに与える影響を吸収する。また、フォーマット変換やコード変換など、各システムでそれぞれに開発すると非効率になってしまう機能を集約する。</p> <p>1 サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームに対して、符号取得、情報転送、情報照会に関する連携を行う。</p> <p>2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合及び庁内各業務システムへの連携を行う場合に、それぞれが受け取れるデータのフォーマットや、コードへ変換を行う。</p> <p>3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、庁内各業務システムで管理している番号へ変換するために、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。</p> <p>4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。</p>	<p>札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム(※)と庁内各業務システムとの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。</p> <p>1 サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。</p> <p>2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合や庁内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。</p> <p>3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、団体内統合宛名番号を庁内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。</p> <p>4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。</p>	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	(上記につき)	(上記につき)	<p>※中間サーバー・プラットフォーム…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」を含む。)のハードウェア部分。地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバーの拠点。 (参考) 中間サーバー・ソフトウェア…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」を含む。)のソフトウェア部分。番号法令に基づく、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体からの特定個人情報の照会、及び地方公共団体による特定個人情報の提供やそれに付随する業務を行うアプリケーション(プログラム)群のこと(ハードウェアは含まない。)</p>	事後	(上記につき)

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	I-2 システム8 ③他のシステムとの接続	[]その他 ()	[○]その他 (中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名、個人基本)、庁内各業務システム)	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	I-2 システム9 ②システムの機能	<p>中間サーバー・プラットフォームは、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバー及び団体内統合宛名)とデータの受け渡しをすることで、符号の取得や他情報保有機関間の特定個人情報照会・提供の機能を有する。</p> <p>1 符号管理 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。</p> <p>2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4 既存システムとの接続 システム基盤(市中間サーバー)と情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携を行う。</p> <p>5 情報提供等記録の管理 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理を行う。</p> <p>7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。</p>	<p>国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバー及び団体内統合宛名)とデータの受け渡しをする。また、符号の取得や特定個人情報の照会・提供の機能を有する。</p> <p>1 符号管理 符号と団体内統合宛名番号とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。</p> <p>2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会や照会した情報の受領を行う。</p> <p>3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の要求を受け付けて特定個人情報を提供する。</p> <p>4 既存システムとの接続 システム基盤(市中間サーバー)と情報照会の内容、情報提供の内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。</p> <p>5 情報提供等記録の管理 特定個人情報の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理 特定個人情報を副本として、保持・管理を行う。</p> <p>7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。</p>	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	(上記つづき)	<p>8 セキュリティ管理 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報の管理を行う。</p> <p>9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>	<p>8 セキュリティ管理</p> <p>①特定個人情報の暗号化及び復号を行う。</p> <p>②送信するデータに対して署名(そのファイルの正当性を示すデータ)を付与する。</p> <p>③送信するデータ等に付与されている署名の検証を行う。</p> <p>④データの暗号化や複合に必要となるデータ暗号化鍵の管理を行う。</p> <p>⑤情報提供ネットワークシステムから受信したマスター情報(システムを利用するためにあらかじめ登録が必要な基本的な情報)の管理を行う。</p> <p>9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づく各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>	事後	(上記つづき)
令和2年11月27日	I-2 システム10 ②システムの機能	<p>居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムであり、次の機能を有する。</p> <p>1 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>2 機構への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>3 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバーにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p>	<p>国のシステムであり、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるもので、次の機能を有する。</p> <p>1 本人確認情報検索 端末に入力した4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>2 機構(※)への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>※機構…地方公共団体情報システム機構のこと。地方公共団体情報システム機構法に基づく地方共同法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク(LGWAN)の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。</p> <p>3 本人確認情報整合 本人確認情報の内容について、都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している本人確認情報と、機構が全国サーバーにおいて保有している本人確認情報とが整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p>	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	I-2 システム11 ①システムの名称	国保情報集約システム(以下、「情報集約システム」という。)	国保情報集約システム(以下「情報集約システム」という。)	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	I-2 システム11 ②システムの機能	<p>国民健康保険被保険者の資格や高額療養費の該当回数を都道府県単位で管理するシステムであり、国保連合会に設置されるサーバーと市区町村に設置されるクライアント端末(以下、「国保総合PC」という。)で構成され、札幌市では国保総合PCの以下の機能を活用する。(国保総合PCは個人番号を利用せず、データも保持しない)</p> <p>1 資格継続業務にかかる機能 配信された帳票(資格継続情報)を出力する。 2 世帯継続判定業務にかかる機能 (1) 配信された帳票(世帯継続性判定)を出力する。 (2) 世帯継続性の判定における確定処理を行う。 3 高額該当回数の引き継ぎ業務 配信された帳票(高額該当回数情報)を出力する。</p>	<p>国保連合会のシステムで、被保険者の資格や高額療養費の該当回数(以下「高額該当回数」という。)を都道府県単位で管理するシステムである。国保連合会に設置するサーバーと市区町村に設置するクライアント端末(以下「国保総合PC」という。)で構成され、札幌市では国保総合PCの以下の機能を活用する。(国保総合PCは個人番号を利用せず、データも保持しない)</p> <p>1 資格継続業務に係る機能 国保連合会から配信された帳票(資格継続情報)を出力する。 2 世帯継続判定業務に係る機能 (1) 国保連合会から配信された帳票(世帯継続性判定)を出力する。 (2) 世帯継続性の判定における確定処理を行う。 3 高額該当回数の引継ぎ業務 国保連合会から配信された帳票(高額該当回数情報)を出力する。 4 オンライン資格確認に係る医療保険者等向け中間サーバー等システムへの被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照) (1) 被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 被保険者資格異動に関するデータを市区町村からデータ連携用PCを介して国保連合会へ送信する。 (2) 医療保険者等向け中間サーバー等システムへの被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村から受領した被保険者異動情報を医療保険者等向け中間サーバー等システムへ送信する。</p>	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	I-2 システム12 ②システムの機能	<p>1 特定健診・特定保健指導にかかる機能 ① 特定健診対象者情報の登録、受診券の発行 ② 健診結果情報の登録 ③ 保健指導対象者情報の登録、利用券の発行</p>	<p>特定健診・特定保健指導に係る機能 ① 特定健診対象者情報の登録、受診券の発行 ② 健診結果情報の登録 ③ 保健指導対象者情報の登録、利用券の発行</p>	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	I-2 システム13 ①システムの名称	(新設)	医療保険者等向け中間サーバー	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	I-2 システム13 ②システムの機能	(新設)	<p>医療保険者等全体又は医療保険制度横断でマイナンバーカードを用いた資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、以下の機能を有する。 なお、本システムは、国民健康保険中央会及び社会保険診療報酬支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が運営する。</p> <p>1 資格履歴管理事務に係る機能 (1) 資格履歴管理 医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 (2) オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を含まない。) 2 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能(国民健康保険に関する事務においてはこの機能は用いない。) 3 本人確認事務に係る機能(同上)</p>	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	I-4 ①事務実施上の必要性	<p>特定個人情報ファイルを利用することで、個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、公平・公正な給付・賦課に資することとなる。また、社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手することで、給付や保険料決定の際の所得確認などの事務の効率化が図れる。</p>	<p>特定個人情報ファイルを利用することで、個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、適正な賦課及び給付に資することとなる。また、社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手することで、被保険者の給付や保険料決定時の手続に添付書類を省略できるなど、住民の負担軽減及び事務の効率化が図れる。</p>	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	I-4 ②実現が期待されるメリット	<p>1 番号制度の導入により、税情報や住所等の住民情報の名寄せ・突合ができることで正確かつ効率的に被保険者等の情報を把握することが可能となり、より公平な国民健康保険事務に資することが期待される。</p> <p>2 紙媒体での照会により確認している、市外転入者の所得等の確認等において事務負担の削減が可能となる。</p> <p>3 市・道民税証明書等の添付書類の提出を省略することが可能となり、住民負担軽減(証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながる。</p>	<p>1 番号制度の導入により、税情報や住所等の住民情報の名寄せ・突合ができることで正確かつ効率的に被保険者等の情報を把握することが可能となり、より公平な国民健康保険事務に資することが期待される。</p> <p>2 市外転入者の所得等の確認について、紙媒体による確認よりも事務負担の削減が可能となる。</p> <p>3 市・道民税証明書等の添付書類の提出を省略することが可能となり、住民負担の軽減(証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながる。</p> <p>4 オンライン資格確認等システムを用いることで、①資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、②高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、③被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、④後続開発システムとの連携による保健医療データ活用の仕組みを実現する。</p>	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	I-5 法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日条例第42号。以下、「利用条例」という。)</p>	<p>番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年札幌市条例第42号。以下「利用条例」という。) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	事前	重要な変更
令和2年11月27日	I-6 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「医療保険者」、「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)において関係する給付等の情報が記載された項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、119の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法」が含まれる項(42、43、44、45の項)</p>	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「医療保険者」、「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」及び「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)において関係する給付等の情報が記載された項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、119の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法」が含まれる項(42、43、44、45の項)</p>	事前	重要な変更
令和2年11月27日	(別添1)事務の内容 図	(追記)	<ul style="list-style-type: none"> ・取りまとめ機関として、「医療保険者等向け中間サーバー等システム」及び「オンライン資格確認等システム」を追記。 ・矢印⑩被保険者異動情報を追記 	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	(別添1)事務の内容 備考	<p>②資格情報より被保険者証を交付する。資格情報・所得情報に基づき賦課額を決定し、あるいは減免申請により審査し減免を行い保険料を通知する。被保険者からの申請により各種給付を行う。対象者を抽出し受診券を発行する。</p> <p>④過誤納が発生した場合は保険料の還付・充当を行い、被保険者に通知する。被保険者からの請求により納付確認書を発行する。納付の遅延により延滞金が発生した場合は、対象の被保険者に対し延滞金の請求を行う。保険料未納者に対し督促状及び催告書を送付する。</p> <p>⑥金融機関から領収済通知書、口座振替結果を受け取る。</p> <p>⑦特別徴収の依頼を行う。</p> <p>⑧特別徴収の結果を受け取る。医療機関情報、レセプト情報を受け取る。</p> <p>⑨特定健診・特定保健指導の実施報告を受け取る。</p> <p>⑩特定健診・特定保健指導の実績報告を行う。</p> <p>⑪資格継続情報・高額該当回数情報のデータ連携。</p> <p>⑫情報集約システムで処理された資格継続情報や高額該当回数情報にかかる処理帳票の配信。</p> <p>⑬情報集約システムから示された世帯の継続性の判定について、確定処理を行う。</p> <p>⑭コンビニエンスストアで納付した情報を受け取る。</p> <p>⑮資格情報のデータ連携</p>	<p>②資格情報より被保険者証を交付する。資格情報・所得情報に基づき賦課額を決定し、又は減免申請により審査し減免を行い保険料を通知する。被保険者からの申請により各種給付を行う。対象者を抽出し受診券を発行する。</p> <p>④過誤納が発生した場合は保険料の還付・充当を行い、被保険者に通知する。被保険者からの請求により納付確認書を発行する。納付の遅延により延滞金が発生した場合は、対象の被保険者に対し延滞金の請求を行う。保険料未納者に対し督促状及び催告書を送付する。</p> <p>⑥金融機関から領収済通知書、口座振替結果を受け取る。</p> <p>⑦特別徴収(年金からの天引きをいう。以下同じ。)の依頼を行う。</p> <p>⑧特別徴収の結果を受け取る。医療機関情報、レセプト情報を受け取る。</p> <p>⑨特定健診・特定保健指導の実績報告を受け取る。</p> <p>⑩特定健診・特定保健指導の実績報告を行う。</p> <p>⑪資格継続情報・高額該当回数情報のデータを連携する。</p> <p>⑫情報集約システムで処理された資格継続情報や高額該当回数情報の情報に係る処理帳票を配信する。</p> <p>⑬情報集約システムから示された世帯の継続性の判定について、確定処理を行う。</p> <p>⑭コンビニエンスストアで納付した情報を受け取る。</p> <p>⑮資格情報をデータ連携する。</p> <p>⑯オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、情報集約システム経由で、医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画へ、被保険者異動情報の登録を行う。</p>	事前	「重要な変更」に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅱ-2 ③対象となる本人の範囲	札幌市が行う国民健康保険の被保険者(資格喪失者も含む)、擬制世帯主(国保未加入の世帯主)、特定同一世帯所属者(後期高齢者医療の資格取得により国民健康保険を資格喪失した者のうち、その資格喪失時点から継続して国民健康保険に加入している被保険者が同一世帯内に存在している者)	札幌市が行う国民健康保険の被保険者(資格喪失者も含む)、擬制世帯主(国保未加入の世帯主)及び特定同一世帯所属者(後期高齢者医療の資格取得により国民健康保険を資格喪失した者のうち、その資格喪失時点から継続して国民健康保険に加入している被保険者が同一世帯内に存在している者)	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅱ-2 ③対象となる本人の範囲 その必要性	正確かつ公平・公正な給付・賦課を行うにあたり、被保険者の特定等に必要な範囲の特定個人情報等を保有するもの。	正確かつ公平・公正な給付・賦課を行うに当たり、上記の範囲の特定個人情報を保有する必要がある。	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-2 ④記録される項目 その妥当性	1 識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報…市民税申告における所得情報に基づき、国民健康保険料や医療費の自己負担割合、被保険者の所得区分、自己負担限度額を把握するために保有 ② 健康・医療関係情報…保険給付(特定疾病療養受療証の交付等)、特定健診、医療費適正化業務のために保有 ③ 医療保険関係情報…国民健康保険の資格管理や各種給付、賦課、徴収等を行うために保有 ④ 児童福祉・子育て関係情報…医療助成受給者について、資格証交付対象から除外するため及び受給者の医療費を把握し、各種保険給付を行うために保有 ⑤ 障害者福祉関係情報…医療助成受給者について、資格証交付対象から除外するため及び受給者の医療費を把握し、各種保険給付を行うために保有	1 識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報…市民税申告における所得情報に基づき、保険料や医療費の自己負担割合、被保険者の所得区分、自己負担限度額を把握するために保有 ② 健康・医療関係情報…保険給付(特定疾病療養受療証の交付等)、特定健診、医療費適正化業務のために保有 ③ 医療保険関係情報…国民健康保険の資格管理や各種給付、賦課、徴収等を行うために保有 ④ 児童福祉・子育て関係情報…医療助成受給者について、資格証交付対象から除外するため。また、受給者の医療費を把握し、各種保険給付を行うために保有 ⑤ 障害者福祉関係情報…医療助成受給者について、資格証交付対象から除外するため。また、受給者の医療費を把握し、各種保険給付を行うために保有	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	(上記つづき)	⑥ 生活保護・社会福祉関係情報…生活保護に関する情報に基づき、国民健康保険の資格喪失処理を行い、国民健康保険料の減免を行うため及び各種認定証等の交付のために保有 ⑦ 介護・高齢者福祉関係情報…介護2号分保険料の計算を行うため及び高額介護合算療養費等の適正な支給を行うために保有 ⑧ 雇用・労働関係情報…非自発的失業者に対する国民健康保険料の軽減措置を行うため及び被保険者の所得区分、自己負担限度額、労働災害情報を把握し、各種保険給付を行うために保有 ⑨ 年金関係情報…特別徴収(年金天引き)による国民健康保険料の徴収及び退職者医療制度該当者の医療費を把握し各種補助金の交付申請のために保有	⑥ 生活保護・社会福祉関係情報…生活保護に関する情報に基づき、国民健康保険の資格喪失処理、保険料の減免及び各種認定証等の交付のために保有 ⑦ 介護・高齢者福祉関係情報…介護保険の第2号被保険者の保険料の計算及び高額介護合算療養費等の適正な支給のために保有 ⑧ 雇用・労働関係情報…非自発的失業者に対する保険料の軽減措置を行うため。また、被保険者の所得区分、自己負担限度額、労働災害情報を把握し、各種保険給付を行うために保有 ⑨ 年金関係情報…特別徴収による保険料の徴収及び退職者医療制度該当者の医療費を把握し各種補助金の交付申請のために保有	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-3 ④入手に係る妥当性	国民健康保険の資格管理、賦課徴収、保健事業事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申請等の情報、税情報等の収集を行う必要がある。 平成30年4月以降は、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、その管理を国保連合会に委託することから、国保連合会からの情報の入手は妥当である。	国民健康保険の資格管理、賦課徴収及び保健事業事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申請等の情報、税情報等の収集を行う必要がある。 都道府県単位での被保険者資格等の管理を国保連合会に委託することから、国保連合会からの情報の入手は妥当である。	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-3 ⑤本人への明示	国民健康保険法第9条並びに番号法別表第二の42、43、44、45項の規定による。庁内連携による入手は利用条例において明示されている。	国民健康保険法第9条及び番号法別表第二の42、43、44、45項の規定による。庁内連携による入手は利用条例において明示されている。	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-3 ⑥使用目的	行政運営の効率化と公平・公正な国民健康保険に関する事務を行うため。	行政運営の効率化と公平・公正な国民健康保険に関する事務のため。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	II-3 ⑧使用方法	<p>1 資格事務</p> <p>① 個人番号により本人確認を行なう。</p> <p>② 申請・届出や登録された被保険者情報等から、資格の管理を行うために使用する。</p> <p>③ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供に対応できるよう被保険者資格関係情報を中間サーバーに記録する。</p> <p>④ 情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、申請の審査や資格管理を行うための基礎資料として使用する。</p> <p>2 給付事務</p> <p>① 被保険者の所得情報を基に適正な給付を行うために使用する。</p> <p>② 情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、各種給付の基礎情報として使用する。</p> <p>③ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供に対応できるよう被保険者医療保険情報を中間サーバーに記録する。</p> <p>3 賦課事務</p> <p>① 被保険者の所得情報を把握し、管理するための基礎情報として使用する。</p> <p>② 被保険者の所得情報等を元に保険料の賦課を行うために使用する。</p> <p>③ 情報提供ネットワークシステムを通じて他市町村へ照会を行い、保険料計算等の基礎情報として使用する。</p>	<p>1 資格事務</p> <p>① 個人番号により本人確認を行う。</p> <p>② 申請・届出や登録された被保険者情報等から、資格の管理を行うために使用する。</p> <p>③ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供に対応できるよう被保険者資格関係情報を中間サーバーに記録する。</p> <p>④ 情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、申請の審査や資格管理を行うための基礎資料として使用する。</p> <p>2 給付事務</p> <p>① 被保険者の所得情報を基に適正な保険給付を行うために使用する。</p> <p>② 情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、各種給付の基礎情報として使用する。</p> <p>③ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供に対応できるよう被保険者医療保険情報を中間サーバーに記録する。</p> <p>3 賦課事務</p> <p>① 被保険者の所得情報を把握し、管理するための基礎情報として使用する。</p> <p>② 被保険者の所得情報等を元に保険料の賦課を行うために使用する。</p> <p>③ 情報提供ネットワークシステムを通じて他市町村へ照会を行い、保険料計算等の基礎情報として使用する。</p>	事前	重要な変更
令和2年11月27日	(上記つづき)	<p>4 収納事務</p> <p>① 賦課情報や納付情報等から収納事務に使用する。</p> <p>5 滞納整理事務</p> <p>① 保険料の滞納情報等から滞納整理を行うために使用する。</p> <p>6 保健事業事務</p> <p>① 健康・医療関係情報から特定健診や特定保健指導を行うために使用する。</p>	<p>4 収納事務</p> <p>賦課情報や納付情報等から収納事務に使用する。</p> <p>5 滞納整理事務</p> <p>滞納情報等から滞納整理を行うために使用する。</p> <p>6 保健事業事務</p> <p>健康・医療関係情報から特定健診や特定保健指導を行うために使用する。</p>	事前	(上記つづき)
令和2年11月27日	II-3 ⑧使用方法 情報の突合	<p>1 個人番号カード等により、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。</p> <p>2 内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。</p>	<p>1 個人番号カード等により、正確に本人確認をして個人番号の真正性を確認する。</p> <p>2 内部識別番号である宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。</p>	事前	重要な変更
令和2年11月27日	II-3 ⑧使用方法 権利利益に影響を与え得る決定	<p>1 資格事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格取得や資格喪失の資格認定等 ・被保険者証等の交付等 <p>2 給付事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種保険給付の支給決定等 ・各種保険給付を行うための所得計算、自己負担限度額の判定等 <p>3 賦課事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料額決定等 	<p>1 資格事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格取得や資格喪失の認定等 ・被保険者証等の交付等 <p>2 給付事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種保険給付の支給決定等 ・各種保険給付を行うための所得計算、自己負担限度額の判定等 <p>3 賦課事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料額決定等 	事前	重要な変更
令和2年11月27日	II-4 委託事項3 ①委託内容	柔道整復、鍼灸及びあんま・マッサージの施術にかかる療養費申請に関する被保険者への照会、適正な受診の啓発並びに問い合わせ対応に関する業務	柔道整復、鍼灸及びあんま・マッサージの施術に係る療養費申請に関する被保険者への照会、適正な受診の啓発及び問い合わせ対応に関する業務	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	II-4 委託事項6 ①委託内容	療養給付費の審査支払業務	療養の給付に関する費用の審査支払業務	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	II-4 委託事項6 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	医療機関が紙及び電子データで国民健康保険団体連合会へ送付している	医療機関が紙及び電子データで国保連合会へ送付している	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	II-4 委託事項6 ⑥委託先名	北海道国民健康保険団体連合会	国保連合会	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	II-4 委託事項7 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	国保システムの安定した稼働のため、システム運用・保守の専門的な知識・技術を保有する民間事業者へ委託する。	国保システムの安定した稼働のため、特定個人情報ファイルの全体をシステム運用・保守の専門的な知識・技術を保有する民間事業者へ委託する。	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	II-4 委託事項7 ⑤委託先名の確認方法	札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。	札幌市ホームページ「総務局情報システム部入札・契約等情報」にて公表する。	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	II-4 委託事項7 ⑥委託先名	札幌総合情報センター株式会社(予定)	競争入札により決定する。	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	II-4 委託事項8	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	資格継続業務、高額該当回数の引継業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	II-4 委託事項8 ①委託内容	国民健康保険の資格管理(都道府県単位)および高額療養費の該当回数の管理を行う。	・国民健康保険の資格管理(都道府県単位)及び高額該当回数の管理を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等システム」へ送信、登録を行う。	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	II-4 委託事項8 ⑥委託先名	北海道国民健康保険団体連合会	国保連合会	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	II-4 委託事項8 ⑨再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する情報集約システムに関する運用業務の一部(バッチ処理/パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など	資格継続業務及び高額該当回数の引継業務で使用する情報集約システムに関する運用業務の一部(バッチ処理/パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	II-4 委託事項9	(新設)	医療保険者等向け中間サーバー等システムにおける資格履歴管理事務	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	II-4 委託事項9 ①委託内容	(新設)	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等システムにおいて、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	II-4 委託事項9 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(新設)	特定個人情報ファイルの全体 対象となる本人の数:10万人以上100万人未満 対象となる本人の範囲:「2・③対象となる本人の範囲」と同じ。 その妥当性:オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、特定個人情報ファイルの全体について、加入者の資格履歴情報の管理を行う。	事前	重要な変更
令和2年11月27日	II-4 委託事項9 ③委託先における取扱者数	(新設)	10人以上50人未満	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	II-4 委託事項9 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(新設)	専用線	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	II-4 委託事項9 ⑤委託先名の確認方法	(新設)	業務担当課への問い合わせ	事前	「重要な変更」に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項9 ⑥委託先名	(新設)	国保連合会 (国保連合会は、国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)に再委託する)	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項9 ⑦再委託の有無	(新設)	再委託する	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項9 ⑧再委託の許諾方法	(新設)	契約書に基づき、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する。	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項9 ⑨再委託事項	(新設)	医療保険者等向け中間サーバー等システムにおける資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等システムの運用・保守業務」を含む)	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項10	(新設)	医療保険者等向け中間サーバー等システムにおける機関別符号取得等事務	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項10 ①委託内容	(新設)	オンライン資格確認のための準備として行う初回紐付け作業(※)のため、機関別符号を取得する。 ※被保険者自身が情報提供等記録開示システム(マイナポータル)を利用し、機関別符号(≒マイナンバーカードの電子証明書)とオンライン資格確認等システムで管理している資格情報を紐づける作業。これを1回行えば、今後医療機関等においてマイナンバーカードでの受診が可能となる。	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項10 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(新設)	特定個人情報ファイルの全体 対象となる本人の数:10万人以上100万人未満 対象となる本人の範囲:「2.③対象となる本人の範囲」と同じ。 その妥当性:オンライン資格確認等システムで管理している被保険者の資格情報と紐づけるために、支払基金が機関別符号を一元的に取得する。	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項10 ③委託先における取扱者数	(新設)	10人以上50人未満	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項10 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(新設)	専用線	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項10 ⑤委託先名の確認方法	(新設)	業務担当課への問い合わせ	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項10 ⑥委託先名	(新設)	社会保険診療報酬支払基金	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項10 ⑦再委託の有無	(新設)	再委託する	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項10 ⑧再委託の許諾方法	(新設)	契約書に基づき、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する。	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項10 ⑨再委託事項	(新設)	医療保険者等向け中間サーバー等システムの運用・保守業務	事前	「重要な変更」に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅱ-5 提供先1 ②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康保険法(大正11年法律第70号)第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 提供先1 ③提供する情報	医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの(以下「医療保険給付関係情報」という。)	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 提供先4 ②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	船員保険法(昭和14年法律第73号)第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 提供先6 ②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 提供先6 ③提供する情報	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第19条の7に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 提供先7 ③提供する情報	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第21条の5の30に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 提供先8 ③提供する情報	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 提供先9 ②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	予防接種法(昭和23年法律第68号)による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 提供先10 ②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 提供先11 ②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 提供先12 ②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの(番号法第19条第7号 別表第二(第27項))	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの(番号法第19条第7号 別表第二(第27項))	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 提供先13 ②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	社会福祉法(昭和26年法律第45号)による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 提供先14 ②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 提供先15 ②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 提供先18 ②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 提供先19 ②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	II-5 提供先20 ②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	II-5 提供先22 ②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	II-5 提供先24 ②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	II-5 提供先25 ②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	II-5 提供先26 ②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	II-5 提供先27 ②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	II-5 移転先1 ②移転先における用途	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	II-5 移転先9 ②移転先における用途	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律による相談、指導及び助言、通報を受けた場合の措置又は立入調査に関する事務であって規則で定めるもの	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)による相談、指導及び助言、通報を受けた場合の措置又は立入調査に関する事務であって規則で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	II-5 移転先11 ②移転先における用途	札幌市介護保険条例による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	札幌市介護保険条例(平成12年札幌市条例第25号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	II-5 移転先13 ②移転先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	II-6 ①保管場所	<p><札幌市における措置></p> <p>1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。</p> <p>2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。</p> <p>3 データ連携用PCは、業務主管部門の執務室内の施錠可能なラックで保管する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>2 特定個人情報、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p><札幌市における措置></p> <p>1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。</p> <p>2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。</p> <p>3 データ連携用PCは、業務主管部門(「II.2.⑥事務担当部署」の所属長)の執務室内の施錠可能なラックで保管する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	II-6 ③消去方法	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1 特定個人情報は地方公共団体からの操作によって消去されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	(別添2)ファイル記録項目 別紙	(追加)	<p>3204 被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)</p> <p>3205 券面記載の被保険者証記号</p> <p>3206 券面記載の被保険者証番号</p> <p>3207 券面記載の氏名(漢字)</p> <p>3208 券面記載の氏名(漢字)の読み仮名</p> <p>3209 券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)</p> <p>3210 券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名</p> <p>3211 被保険者証裏面への性別記載の有無</p> <p>3212 DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無</p> <p>3213 自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日</p>	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	III-2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>1 個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>2 他の行政機関等より特定個人情報を含む情報(被保険者資格情報、所得情報等)を入手する際、必要とされる対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。</p> <p>3 国保連合会からデータ連携で入手する情報は情報集約システムの情報に限定されており、配信される情報(データ)は国保連合会において対象者との関連性や妥当性および整合性のチェックを行い対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>1 窓口対応では、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>2 他の行政機関等から特定個人情報を含む情報(被保険者資格情報、所得情報等)を入手する際は、必要な対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。</p> <p>3 国保連合会からデータ連携で入手する情報は情報集約システムの情報に限定されており、配信される情報(データ)は国保連合会において対象者との関連性、妥当性及び整合性のチェックを行うことで対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	事前	重要な変更
令和2年11月27日	III-2 リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>1 必要とされる情報以外記載できない書類様式とする。</p> <p>2 国保連合会からデータ連携で入手する情報は情報集約システムの情報に限定されており、配信される情報は国保連合会においてあらかじめ指定された情報(データ定義されている情報)であり、必要な情報以外は入手できない仕組みとなっている。</p>	<p>1 必要な情報以外記載できない書類様式とする。</p> <p>2 国保連合会からデータ連携で入手する情報は情報集約システムの情報に限定されており、配信される情報は国保連合会においてあらかじめ指定された情報(データ定義されている情報)であり、必要な情報以外は入手できない仕組みとなっている。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-2 リスク2 リスクに対する措置の内容	<p><国保システムにおける措置></p> <p>1 住民からの申請等情報については、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、申請等の手続きを行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申請書等を提出することとしており、不適切に入手することはない。</p> <p>2 紙媒体や電子記録媒体により提出される申請等情報は、札幌市を送付先としており、詐取・奪取が行われることはない。</p> <p>3 システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者による照会と登録のみとしており、それ以外の方法ではアクセスできない。</p> <p><国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置></p> <p>システムへのアクセスについては、業務端末からの制限された利用者による照会と登録のみとしており、それ以外の方法ではアクセスできない。</p> <p><システム基盤における措置></p> <p>システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者によるもののみとしており、それ以外の方法ではアクセスはできない。</p> <p><住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置></p> <p>システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者によるもののみとしており、それ以外の方法ではアクセスはできない。</p>	<p><国保システムにおける措置></p> <p>1 手続きに当たっては、個人番号の記載が必要であることを認識してもらった上で、申請書等を提出してもらう。これにより、本人が知らぬ間に個人番号を提出してしまうことを防止している。</p> <p>2 紙媒体の申請等情報は、本人等が来庁して提出するか、直接札幌市に郵送するため、中間で詐取・奪取が行われるリスクは低い。</p> <p>3 システムへアクセスできる職員と端末を限定している。</p> <p><国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置></p> <p>システムへアクセスできる職員と端末を限定している。</p> <p><システム基盤における措置></p> <p>システムへアクセスできる職員と端末を限定している。</p> <p><住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置></p> <p>システムへアクセスできる職員と端末を限定している。</p>	事前	重要な変更
令和2年11月27日	(上記つづき)	<p><システム外の措置></p> <p>窓口等で個人番号の提示を受けるときは、法令で定める本人確認を行ったうえで受付を行う。</p> <p><国保連合会とのデータ連携における措置></p> <p>国保連合会からデータ連携で入手する情報は情報集約システムの情報に限定されており、情報のやり取りには専用線を用いるとともに、指定された情報しか入手できないよう制御されている。また、データ連携に使用するデータ連携用PCは、自動で処理される仕組みとなっており、端末は、施錠可能なラックで保管し、アクセスも制限された利用者のみとしている。</p>	<p><システム外の措置></p> <p>窓口等で個人番号の提示を受けるときは、法令で定める本人確認を行ったうえで受付を行う。</p> <p><国保連合会とのデータ連携における措置></p> <p>国保連合会からデータ連携で入手する情報は情報集約システムの情報に限定されており、情報のやり取りには専用線を用いるとともに、指定された情報しか入手できないよう制御されている。また、データ連携に使用するデータ連携用PCは、自動で処理される仕組みとなっており、端末は、施錠可能なラックで保管し、制限された利用者しかアクセスできない。</p>	事前	(上記つづき)
令和2年11月27日	Ⅲ-2 リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	<p>個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の提示や署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。</p> <p>他市町村等から入手する情報については、各入手元において番号法16条に基づく本人確認が行われている。</p> <p>国保連合会からデータ連携で入手する情報は、本市において事前に本人確認を行った情報が情報集約システムから送信されるものであり、本人確認実施済の情報と言える。</p>	<p>個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の提示や署名用電子証明書等により、必ず本人確認を行う。</p> <p>他市町村等からは、他市町村等が番号法第16条に基づく本人確認を行って入手した情報が提供される。</p> <p>国保連合会からデータ連携で入手する情報は、本市において事前に本人確認を行った情報が情報集約システムから送信されるものである。</p>	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅲ-2 リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>1 上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。</p> <p>2 職員にて収集した情報に基づいて、適宜、職権で修正することで、正確性を確保している。</p> <p>3 国保連合会からのデータ連携で入手する情報は、被保険者の異動前の市町村および異動後の市町村で確認を行うことにより正確性を確保している。</p>	<p>1 入手の各段階で本人確認を行う。</p> <p>2 職員が収集した情報に基づいて、不正確な情報があれば修正している。</p> <p>3 国保連合会からのデータ連携で入手する情報は、被保険者の異動前の市町村及び異動後の市町村で確認を行う。</p>	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅲ-3 リスク1 宛名システム等における措置の内容	<p>1 国民健康保険業務に関する宛名情報の保存は、システム基盤(社会保障宛名)において実施しており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。</p> <p>2 国民健康保険業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。</p> <p>3 システム基盤(個人基本)との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定される。</p> <p>4 システム基盤(団体内統合宛名)との連携は、番号制度に伴う、個人特定に必要な範囲に限定される。</p>	<p>1 国民健康保険業務に関する宛名情報は、システム基盤(社会保障宛名)に保存しており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。</p> <p>2 国民健康保険業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される仕組みとなっている。</p> <p>3 システム基盤(個人基本)との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定される仕組みとなっている。</p> <p>4 システム基盤(団体内統合宛名)との連携は、番号制度に伴う、個人特定に必要な範囲に限定される仕組みとなっている。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-3 リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	システム基盤(市中間サーバー)との連携は、番号制度に伴う、団体間の情報連携に必要な範囲に限定される。	システム基盤(市中間サーバー)との連携は、番号制度に伴う、団体間の情報連携に必要な範囲に限定される仕組みになっている。	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅲ-3 リスク1 その他の措置の内容	<国保連合会とのデータ連携> 情報集約システムからデータ連携用PCを通して受信する情報は、データ定義されており不要な情報を入手することはない。かつ、国保システムで確認の上、情報を取り込む仕様となっている。	<国保連合会とのデータ連携> 情報集約システムからデータ連携用PCを通して受信する情報は、データ定義されており不要な情報を入手することはない。かつ、国保システムで確認の上、情報を取り込む仕組みとなっている。	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅲ-3 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別と認証用トークンに表示されたパスワード(約30秒ごとに変化する)、PINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。 <国保連合会とのデータ連携> 1 データ連携用PCは、施錠可能なラックで保管し、アクセスできる職員を限定する。 2 国保総合PCは、利用できる職員を限定し、ユーザIDとパスワードによる認証を実施する。	<国保システム及び国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムにおける管理方法> システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別と認証用トークンに表示されたパスワード(約30秒ごとに変化する)、PINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。 <国保連合会とのデータ連携> 1 データ連携用PCは、施錠可能なラックで保管し、アクセスできる職員を限定する。 2 国保総合PCは、利用できる職員を限定し、ユーザIDとパスワードによる認証を実施する。 3 なりすましによる不正を防止する観点から、共用のIDは利用しない。 4 国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報不正に使用されることによるリスクを軽減している。 5 ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 6 パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅲ-3 リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	1 発効管理 ① 認証サーバーにおいて、職員の所属及び業務によりアクセス権限をパターン化することによって、必要最小限の権限が付与されるよう管理している。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「Ⅱ.2.⑥事務担当部署」の所属長)から情報システム部門に対して申請を行うこととしている。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行うこととしている。 <国保連合会とのデータ連携> 1 データ連携用PCのアクセス権限は、実施手順に基づき、業務主管部門が管理を行う。 2 国保総合PCのアクセス権限は、国保連合会の指示に基づき、業務主管部門が管理を行う。	<国保システム及び国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムにおける管理方法> 1 発効管理 ① 職員ごとに必要最小限の権限が付与されるよう管理している。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門から情報システム部門に対して申請を行う。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。 <国保連合会とのデータ連携> 1 データ連携用PCのアクセス権限は、実施手順に基づき、業務主管部門が管理を行う。 2 国保総合PCのアクセス権限は、国保連合会の指示に基づき、業務主管部門が管理を行う。	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅲ-3 リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	システム操作記録として、いつ、どのユーザーが、誰の情報を、参照・更新したか、アクセスログを記録している。	1 システム操作記録として、いつ、どのユーザーが、誰の情報を、参照・更新したか、アクセスログを記録している。 2 情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅲ-3 リスク2 その他の措置の内容	1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう情報システム部門にて管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、情報システム部門にて制御している。 3 システム使用中以外は必ずログオフを行う旨、実施手順に記載し周知するとともに、一定時間端末を操作しなかった場合は再度パスワード認証を要求する設定としている。 <国保連合会とのデータ連携> 1 データ連携用PCは、施錠可能なラックで保管する。 2 国保総合PCは、使用中以外は必ずログオフを行うよう周知徹底している。	<国保システム及び国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムにおける措置> 1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう情報システム部門にて管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、情報システム部門にて制御している。 3 システム使用中以外はログオフを行う。 <国保連合会とのデータ連携> 1 データ連携用PCは、施錠可能なラックで保管する。 2 国保総合PCは、使用中以外は必ずログオフを行うよう周知徹底している。	事前	重要な変更

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-3 リスク3 リスクに対する措置の内容	<p>1 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。</p> <p>2 システムにより操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用することにに対する注意喚起を行っている。</p> <p>3 臨時職員等は、業務上知り得た情報の業務外利用禁止に関する条項を含む承諾書に署名する。</p>	<p>1 外部記憶媒体へのデータのコピーを原則禁じている。例外については実施手順により定められている。</p> <p>2 システムにより操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用することにに対する注意喚起を行っている。</p> <p>3 会計年度任用職員等は、業務上知り得た情報の業務外利用禁止に関する条項を含む承諾書に署名する。</p>	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅲ-3 リスク4 リスクに対する措置の内容	<p>1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。</p> <p>2 セキュリティ実施手順に情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。</p> <p><国保連合会とのデータ連携></p> <p>1 データ連携用PCは、施錠可能なラックに保管されているため、不正できない仕組みである。</p> <p>2 国保総合PCは、個人番号を利用しない仕組みであり、複製されるリスクはない。</p>	<p>1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。</p> <p>2 情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。</p> <p><国保連合会とのデータ連携></p> <p>1 データ連携用PCは、施錠可能なラックに保管されているため、不正に複製されにくい。</p> <p>2 国保総合PCは、個人番号を利用しない仕組みであるため、不正に複製されにくい。</p> <p>3 国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。</p>	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅲ-3 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>4 画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。</p>	<p>4 事務処理に必要な画面のハードコピーは取得しない。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-4 情報保護管理体制の確認	契約毎に被指名者選考委員会を開いて審議し、指名見積参加者選考調書に記録している。審査基準は札幌市役務契約事務取扱要領および札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領による。	札幌市が規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているかあらかじめ確認して委託契約を締結している。	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	サーバー室や事務室の入退室を従業者に配布しているICカードにより制限し不正な侵入を防止している。 また、端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。 情報集約システムについては、アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託業者に遵守させる。	【全事務共通】 ①特定個人情報を取り扱う従業者の名簿を提出させる。 ②電子計算機等のアクセス権限を設定し、アクセスできる従業者を限定させる。 【新基幹系システムの場合】 サーバー室や事務室の入退室を従業者に配布しているICカードにより制限し不正な侵入を防止している。 また、端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。 【情報集約システムの場合】 アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託業者に遵守させる。 【医療保険者等向け中間サーバー等の場合】 ①取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう制御している。 ②運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。 ③アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。 ④パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	システム操作記録による記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、申請のない接続を把握できるようになっている。 情報集約システムについては、アクセスログを記録し、定期的な点検を徹底させる。	システム操作の記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、いつ、誰が、どのデータベースに、どのようなアクセスをしたかを把握できるようになっている。 情報集約システムについては、アクセスログを記録し、定期的な点検を徹底させる。 医療保険者等向け中間サーバー等については、操作ログを中間サーバーで記録している。操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅲ-4 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール順守の確認方法	サーバー室および事務室からの情報の持ち出し禁止を仕様書に明記している。また、セキュリティ保全の対策状況について定期的に報告させている。 情報集約システムについては、情報の目的外利用、第三者へ提供、情報の複写、複製ができない旨、委託契約書に明記し、必要に応じて調査や報告を求める。	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、第三者への提供の禁止を規定している。また、遵守内容について定期的に報告させている。	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅲ-4 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール順守の確認方法	サーバー室および事務室からの情報の持ち出し禁止を仕様書に明記している。また、セキュリティ保全の対策状況について定期的に報告させている。 情報集約システムとの情報連携については、専用線を利用し、本市が設置するデータ連携用P-CIにて自動でやり取りすることとし、情報の目的外利用、第三者へ提供、情報の複写、複製ができない旨、委託契約書に明記し、必要に応じて調査や報告を求める。	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で特定個人情報等の受渡しや確認を行うことを規定している。また遵守内容について定期的に報告させている。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-4 特定個人情報の消去 ルール ルール内容及び ルール遵守の確認方法	サーバー室および事務室からの情報の持ち出しは禁止している。 委託先が特定個人情報を消去する場合は、本市の指示に基づき実施する。	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で消去し、その内容を記録した書面で報告することを規定している。	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅲ-4 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規程の内容	個人情報取扱注意事項として以下を契約書に明記している。 1 個人情報の保護 2 複写、複製の禁止 3 目的外使用の禁止 4 情報の返還	【全事務共通】 当該委託業務の契約書では「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めており、以下の事項を規定している。 1 秘密保持義務 2 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 3 特定個人情報の目的外利用の禁止 4 再委託における条件 5 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 6 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 7 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 8 従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告 9 必要があると認めるときは実地の監査、調査等を行うこと	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-4 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	委託先に対し、業務委託契約書における遵守事項を再委託先に周知徹底し遵守させている。セキュリティ保全状況に関する報告を定期的に提示させている。	<p>【全事務共通】 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。この特記事項の中で、再委託するときは必ず札幌市の許諾を得ることと規定している。その際には、再委託先が札幌市の規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているかあらかじめ確認して許諾することと規定している。 また、再委託先における特定個人情報等の取扱状況についても定期的に委託先から報告させている。</p> <p>【医療保険者等向け中間サーバー等の場合】 医療保険者等向け中間サーバー等に係るデータセンター、ハードウェア、OS及びミドルウェア（以下「開発・運用環境」という。）は、取りまとめ機関等が自ら用意・設置するのではなく、開発・運用環境を賃貸する事業者（以下「クラウド事業者」という。）から借り受ける。クラウド事業者は以下の要件を満たしており、最先端のセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	(上記つづき)	-	<p>クラウド事業者から借り受けた開発・運用環境内に、取りまとめ機関から委託された開発・運用保守業者が、医療保険者等向け中間サーバー等を構築する。</p> <p>開発・運用保守業者は、①クラウド事業者が提示する責任共有モデル(クラウド事業者が保有・管理する開発・運用環境についてのそれぞれの責任の範囲を示したものを)理解し、②OS、ミドルウェア及びシステムに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にてクラウド事業者と取り交わし、③書面の内容についてさらに取りまとめ機関から許諾を得る。</p> <p>なお、クラウド事業者が保有・管理する開発・運用環境を利用できる者は、取りまとめ機関及び開発・運用保守業者のみである。利用に当たっては、専用端末からのみ利用可能となる仕様としており、担当者ごとに必要最小限度の利用範囲を定め、ID・パスワード・生体認証によりログインを行い、さらにアクセスログの管理を徹底する。また、取りまとめ機関とクラウド事業者との契約は、個人情報の電子データを取り扱わない契約とする。</p>	事前	(上記つづき)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p><国保連合会における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報集約システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、情報集約システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・情報集約システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・情報集約システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・情報集約システムを国保連合会に設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。 ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・情報集約システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に個人情報保護管理者の承認を得る。 ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報集約システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。 	<p><国保連合会における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報集約システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、情報集約システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・情報集約システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・情報集約システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・情報集約システムを国保連合会に設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理を行う。 ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・情報集約システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に個人情報保護管理者の承認を得る。 ・許可された電子記録媒体又は機器等以外については、使用又は接続を制限する。 	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	(上記つづき)	(追記)	<p><取りまとめ機関における措置> 支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>	事前	(上記つづき)
令和2年11月27日	Ⅲ-5 リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	特定個人情報の提供・移転が行われるシステム処理の実行記録が保管される。	特定個人情報の提供・移転の実行記録をシステムに保管する。	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅲ-5 リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルールルールの内容及びルール遵守の確認方法	個人情報(特定個人情報を含む)の提供・移転は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。	<p>(内容) 特定個人情報の提供・移転は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。 (確認方法) 個人番号利用事務監査を実施し、提供・移転が適切であるか確認している。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-5 リスク1 その他の措置の内容	<p>1 「サーバー室等への入室権限」および「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。</p> <p>2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う作業等においては、情報システム部門の職員が立会いを行う。</p> <p>3 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。</p>	<p>1 「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。</p> <p>2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う作業等においては、情報システム部門の職員が立会う。</p> <p>3 外部記憶媒体へのコピーを原則禁止している。例外については実施手順により定められている。</p>	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅲ-5 リスク2 リスクに対する措置の内容	<p>1 管理されたネットワーク上で行われる、システム処理による通信により、特定個人情報の提供・移転が行われるため、誤った相手への提供・移転は行われない。</p> <p>2 システム処理によらない特定個人情報の提供・移転を行う必要がある場合は、業務主管部門からの事前手続きに基づいて、情報システム部門の管理の下に実施する。</p>	<p>1 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。</p> <p>2 システム処理によらない特定個人情報の提供・移転を行う必要がある場合は、業務主管部門からの事前手続きに基づいて、情報システム部門の管理の下に実施する。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-5 リスク3 リスクに対する措置の内容	<p>1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <p>① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。</p> <p>② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された情報以外は連携されない。</p> <p>③ システムによるエラーチェックとして、入力内容や計算内容のチェックが行われている。</p> <p>2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <p>① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得たうえで、システム機能でどの相手システムと情報連携するかが定義されたもの以外は連携されない。</p> <p>② 管理されたネットワーク上で行われる、システム処理による通信により、特定個人情報の提供・移転が行われるため、誤った相手への提供・移転は行われない。</p>	<p>1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <p>① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。</p> <p>② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された形式の情報以外は連携されない。</p> <p>③ システムによって、入力内容や計算内容のエラーチェックが行われている。</p> <p>2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <p>① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得たうえで、システム機能でどの相手システムと情報連携するかが定義されたもの以外は連携されない。</p> <p>② 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-6 リスク1 リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供ネットワークシステムが照会内容を照会許可照会リストと照合し、情報提供許可証を発行した後で、情報照会を行う仕組みになっている。この仕組みにより、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否している。</p> <p>2 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-6 リスク2 リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっており、安全性を保っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-6 リスク3 リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	<p>情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっている。そのため、正確な照会対象者の特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-6 リスク4 リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤(市中間サーバー)を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行う。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p>	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤(市中間サーバー)を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行う。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報のみを入手するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果を、一定期間経過後に自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	(上記つづき)	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>② 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③ 中間サーバー・プラットフォーム事業者が運用、監視・障害対応等の業務をする際に、特定個人情報へアクセスすることはできない。</p>	事前	(上記つづき)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-6 リスク5 リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供ネットワークシステムが照会内容を照会許可照合リストと照合し、情報提供許可証を発行した後で、情報照会を行う仕組みになっている。この仕組みにより、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否している。</p> <p>2 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認することで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>4 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-6 リスク6 リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供ネットワークシステムに情報を送信する際は、情報が暗号化される仕組みになっている。</p> <p>2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>2 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が、特定個人情報にはアクセスができないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-6 リスク7 リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置></p> <p>1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <p>① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。</p> <p>② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された情報以外は連携されない。</p> <p>③ システムによるエラーチェックとして、入力内容や計算内容のチェックが行われている。</p> <p>2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <p>① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得たうえで、システム機能でどの相手システムと情報連携するかが定義されたもの以外は連携されない。</p> <p>② 管理されたネットワーク上で行われる、システム処理による通信により、特定個人情報の提供・移転が行われるため、誤った相手への提供・移転は行われない。</p>	<p><札幌市における措置></p> <p>1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <p>① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。</p> <p>② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された形式の情報以外は連携されない。</p> <p>③ システムによる入力内容や計算内容のエラーチェックが行われている。</p> <p>2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <p>① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得る必要がある。また、情報連携が認められた相手システムとしか連携されない仕組みになっている。</p> <p>② 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	(上記つづき)	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 2 情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 3 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へとり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、誤った相手へ特定個人情報を提供するリスクに対応している。 2 情報提供データベースへ情報が登録される際には、決められた形式のファイルであるかをチェックする機能が備わっている。また情報提供データベースに登録された情報の内容は端末の画面で確認することができる。これらにより、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 3 情報提供データベース管理機能(※)では、情報提供データベース内の副本データを既存業務システム内の正本データと照合するためのデータを出力する機能を有しており、提供する特定個人情報に誤りがないか確認することができる。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>	事前	(上記つづき)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-6 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p>	(削除)	事前	重要な変更
令和2年11月27日	(上記つづき)	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	(削除)	事前	(上記つづき)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-7 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<p><札幌市における措置></p> <p>1 サーバールームは、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。</p> <p>2 磁気ディスクやドキュメント類は施錠可能な保管庫で保存している。</p> <p>3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。</p> <p>4 データ連携用PCは施錠可能なラックに設置している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	<p><札幌市における措置></p> <p>1 サーバールームは、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。</p> <p>2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。</p> <p>3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。</p> <p>4 データ連携用PCは施錠可能なラックに設置している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-7 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<p><札幌市における措置></p> <p>1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末機及びサーバー機のハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。</p> <p>2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設することとしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p><札幌市における措置></p> <p>1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末機及びサーバー機のハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。</p> <p>2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅲ-7 リスク2 リスクに対する措置の内容	<p>保有する情報は異動があった場合に随時更新しており、更新していない場合は他の職員から判別可能であるなど複数人で確認できる体制にあることから、古い情報のまま保管されるリスクはない。</p> <p>データ連携用PCにある情報は、処理後、速やかに削除する。</p>	<p>保有する情報は異動があった場合に随時更新しており、更新していない場合は他の職員から判別可能にして複数人で確認できる体制をとっている。</p> <p>データ連携用PCにある情報は、処理後、速やかに削除する。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-7 リスク3 消去手順 手順の内容	<p>1 データについては法律等で保管期間の定めがないため、一定の保管期間を経過するなど札幌市が事務処理上不要と判断した情報に関して、データ調査の上で、情報を消去する。</p> <p>2 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去または物理的破碎等を行う。</p> <p>3 札幌市が定めた保管期間を経過した帳票及び申告書等の廃棄時には、内容が判読できないよう、焼却もしくは裁断することとする。</p>	<p>1 一定の保管期間を経過するなど札幌市が事務処理上不要と判断した情報は、システムにて自動判別し、消去する。</p> <p>2 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去又は物理的破碎等を行う。</p> <p>3 札幌市が定めた保管期間を経過した帳票及び申告書等の廃棄時には、内容が判読できないよう、焼却又は裁断する。</p>	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅲ-7 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	<p><取りまとめ機関における措置></p> <p>支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅳ-1 ①自己点検 具体的なチェック方法	<p><札幌市における措置></p> <p>札幌市で毎年実施しているセキュリティ内部監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項が遵守されているかどうか、自己点検表による確認を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>	<p><札幌市における措置></p> <p>札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうか、自己点検票による確認を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者は、定期的に自己点検を実施する。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	IV-1 ②監査 具体的な方法	<p><札幌市における措置> 札幌市で毎年実施しているセキュリティ内部監査で、本評価書に記載された事項が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 内部監査はすべての職場で実施する。 2 内部監査の結果を情報システム部門に報告する。 3 必要に応じて情報システム部門が聞き取り調査を行う。 4 聞き取り調査にあたっては、外部の専門家の支援を受けながら実施する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>	<p><札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 監査は全ての個人番号利用事務について実施する。 2 現地監査を定期的実施する。 3 監査結果に応じフォローアップを行う。 4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。</p>	事前	重要な変更
令和2年11月27日	IV-2 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p><札幌市における措置> 国民健康保険事務にかかわる職員(臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修(個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。)を実施するとともに、その記録を残している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 2 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p><札幌市における措置> 国民健康保険事務に携わる職員(会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得のための研修(個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。)を実施するとともに、その記録を残している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバープラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に、セキュリティや運用規則等についての研修を実施する。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	IV-3	<p><札幌市における措置> 情報システム部門が管理するサーバー室にて、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、情報システム部門と委託業者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	(削除)	事前	重要な変更
令和2年11月27日	VI-1 ①実施日	平成27年12月24日	令和2年11月4日	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	VI-2 ②実施日・期間	平成27年6月15日～7月14日	令和2年6月15日～7月14日	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	VI-2 ④主な意見の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先である国保連合会において、マイナンバーをどのように利用し、どのように管理を行うのか。また、情報漏えいがあった場合の責任はどうか。 ・セキュリティ対策を強化しても情報漏えいのリスクがあることから、マイナンバーによる管理や情報提供には危惧がある。 ・前回の評価から今回の再評価までの間に情報漏えいやハッキングなどはあったのか。システム導入の効果はどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの提示による本人確認はできないことにならないか。 ・情報漏えいがあった場合の対処・措置などはどうか。 ・データの消去・廃棄はどのように行うのか。 ・特定個人情報全体を、委託・再委託するとなっているが、そのリスク管理はどのように行うのか。 ・オンラインで行うことのリスク管理はどうなっているのか。 ・セキュリティを高めても、不正アクセス・人為的エラーは防げず、個人情報の漏えい・流出が危ぶまれる。 	事前	「重要な変更」に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	VI-2 ⑤評価書への反映	評価書本体への反映ではないが、住民からの意見を受けて「(別添3)変更箇所」にある項目のところに該当ページを追記した。	—	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	VI-3 ①実施日	平成27年9月14日	令和2年10月7日	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	VI-3 ③結果	特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについては、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合しており、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であるとの答申を得た。	特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱い及び保護措置が適正であると認められるとの答申を得た。	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和3年12月24日	I-6 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	重要な変更にあたらぬ変更(法改正による号数変更)
令和3年12月24日	II-5 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第1項)	番号法第19条第8号 別表第二(第1項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更(法改正による号数変更)
令和3年12月24日	II-5 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第2項)	番号法第19条第8号 別表第二(第2項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更(法改正による号数変更)
令和3年12月24日	II-5 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第3項)	番号法第19条第8号 別表第二(第3項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更(法改正による号数変更)
令和3年12月24日	II-5 提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第4項)	番号法第19条第8号 別表第二(第4項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更(法改正による号数変更)
令和3年12月24日	II-5 提供先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第5項)	番号法第19条第8号 別表第二(第5項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更(法改正による号数変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月24日	Ⅱ-5 提供先6 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第9項)	番号法第19条第8号 別表第二(第9項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月24日	Ⅱ-5 提供先7 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第12項)	番号法第19条第8号 別表第二(第12項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年12月24日	Ⅱ-5 提供先8 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第15項)	番号法第19条第8号 別表第二(第15項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年12月24日	Ⅱ-5 提供先9 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第17項)	番号法第19条第8号 別表第二(第17項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年12月24日	Ⅱ-5 提供先10 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第22項)	番号法第19条第8号 別表第二(第22項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年12月24日	Ⅱ-5 提供先11 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第26項)	番号法第19条第8号 別表第二(第26項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年12月24日	Ⅱ-5 提供先12 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第27項)	番号法第19条第8号 別表第二(第27項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年12月24日	Ⅱ-5 提供先12 ②提供先における用途	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの番号法第19条第7号 別表第二(第27項)	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの番号法第19条第8号 別表第二(第27項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年12月24日	Ⅱ-5 提供先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第30項)	番号法第19条第8号 別表第二(第30項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年12月24日	Ⅱ-5 提供先14 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第33項)	番号法第19条第8号 別表第二(第33項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年12月24日	Ⅱ-5 提供先15 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第39項)	番号法第19条第8号 別表第二(第39項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月24日	Ⅱ-5 提供先16 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第42項)	番号法第19条第8号 別表第二(第42項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年12月24日	Ⅱ-5 提供先17 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第46項)	番号法第19条第8号 別表第二(第46項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年12月24日	Ⅱ-5 提供先18 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第58項)	番号法第19条第8号 別表第二(第58項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年12月24日	Ⅱ-5 提供先19 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第62項)	番号法第19条第8号 別表第二(第62項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年12月24日	Ⅱ-5 提供先20 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第80項)	番号法第19条第8号 別表第二(第80項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年12月24日	Ⅱ-5(別紙)-5 提供先21 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第87項)	番号法第19条第8号 別表第二(第87項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年12月24日	Ⅱ-5(別紙)-5 提供先22 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第88項)	番号法第19条第8号 別表第二(第88項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年12月24日	Ⅱ-5(別紙)-5 提供先23 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第93項)	番号法第19条第8号 別表第二(第93項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年12月24日	Ⅱ-5(別紙)-5 提供先24 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第97項)	番号法第19条第8号 別表第二(第97項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年12月24日	Ⅱ-5(別紙)-5 提供先25 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第106項)	番号法第19条第8号 別表第二(第106項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年12月24日	Ⅱ-5(別紙)-5 提供先26 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第109項)	番号法第19条第8号 別表第二(第109項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月24日	Ⅱ-5(別紙)-5 提供先27 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第119項)	番号法第19条第8号 別表第二(第119項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和6年1月25日	(別添1)事務の内容	図に追加	図中 ⑮被保険者情報 (※個人番号除く)	事前	重要な変更にあたらぬ変更 (行政事務センターの追記に伴う修正)
令和6年1月25日	(別添1)事務の内容 図	図に追加	①~⑬省略 ⑭国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムに記載されている速報・確報情報を提供する「コンビニ収納代行業者」の名称を「コンビニ収納代行会社」へ修正する。 ⑮口座振替処理業務及び早期納付勧奨業務を行う「行政事務センター」を追加する。	事前	重要な変更にあたらぬ変更 (コンビニ収納代行会社への名称変更及び行政事務センターの追記に伴う修正)
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託の有無※	8件	11件	事前	重要な変更にあたらぬ変更 (委託件数の変更に伴う修正)
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託事項4②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	点検には専門的な知識を要するため民間事業者に委託する。	点検には専門的な知識を要するため北海道国民健康保険団体連合会に委託する。	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (委託先の変更に伴う修正)
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託事項4④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	専用線	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (委託先の変更に伴う修正)
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託事項4⑤委託先名の確認方法	札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。	業務担当課への問い合わせ	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (委託先の変更に伴う修正)
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託事項4⑥委託先名	競争入札により決定する。	北海道国民健康保険団体連合会	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (委託先の変更に伴う修正)
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託事項5②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	専門的な知識を要するため民間事業者に委託する。	専門的な知識を要するため北海道国民健康保険団体連合会に委託する。	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (委託先の変更に伴う修正)
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託事項5④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	専用線	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (委託先の変更に伴う修正)
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託事項5⑤委託先名の確認方法	札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。	業務担当課への問い合わせ	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (委託先の変更に伴う修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託事項5⑥委託先名	競争入札により決定する。	北海道国民健康保険団体連合会	事後	重要な変更にあたらぬ変更(委託先の変更に伴う修正)
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託事項11	記載なし	情報集約システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	事前	情報集約システムがクラウドサービス事業者を求めるセキュリティ要求について、他のシステムのセキュリティ要求を参考に決定した。
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託事項11①委託内容	記載なし	情報集約システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	事前	情報集約システムがクラウドサービス事業者を求めるセキュリティ要求について、他のシステムのセキュリティ要求を参考に決定した。
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託事項11②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	記載なし	特定個人情報ファイルの全体	事前	情報集約システムがクラウドサービス事業者を求めるセキュリティ要求について、他のシステムのセキュリティ要求を参考に決定した。
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託事項11②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲※ 対象となる本人の範囲※	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう 	事前	情報集約システムがクラウドサービス事業者を求めるセキュリティ要求について、他のシステムのセキュリティ要求を参考に決定した。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月25日	II-4 委託事項11②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(情報集約システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 	事前	情報集約システムがクラウドサービス事業者を求めるセキュリティ要求について、他のシステムのセキュリティ要求を参考に決定した。
令和6年1月25日	II-4 委託事項11③委託先における取扱者数	記載なし	10人以上50人未満	事前	情報集約システムがクラウドサービス事業者を求めるセキュリティ要求について、他のシステムのセキュリティ要求を参考に決定した。
令和6年1月25日	II-4 委託事項11 2取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	記載なし	専用線	事前	情報集約システムがクラウドサービス事業者を求めるセキュリティ要求について、他のシステムのセキュリティ要求を参考に決定した。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託事項11 2取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲⑤委託先名の確認方法	記載なし	業務担当課への問い合わせ	事前	情報集約システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、他のシステムのセキュリティ要求を参考に決定した。
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託事項11 2取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲⑥委託先名	記載なし	北海道国民健康保険団体連合会 (北海道国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)	事前	情報集約システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、他のシステムのセキュリティ要求を参考に決定した。
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託事項11 2取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 再委託 ⑦再委託の有無※	記載なし	再委託する	事前	情報集約システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、他のシステムのセキュリティ要求を参考に決定した。
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託事項11 2取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 再委託 ⑧再委託の許諾方法	記載なし	契約書に基づき、委託内容(業務の範囲)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する。 (再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)	事前	情報集約システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、他のシステムのセキュリティ要求を参考に決定した。
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託事項11 2取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 再委託 ⑨再委託事項	記載なし	情報集約システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て	事前	情報集約システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、他のシステムのセキュリティ要求を参考に決定した。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月25日	Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	クラウド移行作業に関する記載なし	<p>【情報集約システムのクラウド移行作業時に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないよう系統的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 <p>(再委託及び再々委託する場合も同様とする。)</p>	事前	オンプレ環境からクラウド環境への特定個人情報の移行の際のリスク対策が必要となることから記載した。
令和6年1月25日	Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	クラウド移行作業に関する記載なし	<p>【情報集約システムのクラウド移行作業時に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。 <p>(再委託及び再々委託する場合も同様とする。)</p>	事前	オンプレ環境からクラウド環境への特定個人情報の移行の際のリスク対策が必要となることから記載した。

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月25日	Ⅲ-4 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	クラウド移行作業に関する記載なし	<p><クラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 	事前	オンプレ環境からクラウド環境への特定個人情報の移行の際のリスク対策が必要となることから記載した。
令和6年1月25日	Ⅲ-4 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	クラウドに関する記載なし	<ul style="list-style-type: none"> ・情報集約システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・情報集約システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面で示した上で、許諾を得ること。 	事前	オンプレ環境からクラウド環境への特定個人情報の移行の際のリスク対策が必要となることから記載した。
令和6年1月25日	Ⅲ-4 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	クラウドに関する記載なし	<p>上記の続き</p> <p>【情報集約システムのクラウド移行作業時に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないよう系統的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。 	事前	オンプレ環境からクラウド環境への特定個人情報の移行の際のリスク対策が必要となることから記載した。